

令和元年5月8日 開会  
令和元年5月8日 閉会

# 令和元年第3回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 令和元年第3回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号 (5月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
村長挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
議席の指定	10
常任委員の選任	10
議会運営委員の選任	11
東白衛生組合議会議員の選挙について	12
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	13
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第50号～議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議員派遣について	20
閉会の宣告	21
署名議員	23

第 3 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和元年第3回鮫川村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和元年5月8日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 仮議席の指定
- 日程第 3 議長の選挙について

### 議事日程（第1号の追加1）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 副議長の選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 常任委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員の選任について
- 日程第 7 東白衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 議案第49号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて  
提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて  
提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて  
提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程第12 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて  
提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程第13 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて  
提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第14 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	森	隆之君	2番	遠藤	貴人君
3番	堀川	照夫君	5番	北條	利雄君
6番	関根	英也君	7番	前田	雅秀君
8番	関根	政雄君	9番	前田	武久君
10番	宗田	雅之君	11番	星	一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	鏑木	重正君
住民福祉課長	斉藤	利己君	農林商工課長	星	徹君
地域整備課長	鈴木	守弘君	教育課長	渡邊	敬君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古館	甚子	書記	矢吹	かおり
総務係長	鈴木	庄悟			

---

◎開会の宣告

- 臨時議長（星 一彌君） ただいまから令和元年第3回鮫川村議会臨時会を開会します。  
(午前10時00分)
- 

◎開議の宣告

- 臨時議長（星 一彌君） 本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 臨時議長（星 一彌君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎村長挨拶

- 臨時議長（星 一彌君） 日程第1、村長からの挨拶の申し入れがありましたので、ご挨拶をいただきます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

- 村長（大樂勝弘君） 皆様、おはようございます。

ただいま議長からお話がありましたように、令和元年の第3回の鮫川村議会臨時議会であります。元号が変わりましての記念すべき元年の初めての議会となるわけであります。鮫川村、特に1期目の森議員にしてみれば、令和元年の第3回議会とは何事かというお言葉と思いますが、鮫川村は暦年で議会を数えております。3月の定例議会、4日から8日までありました。そして、2回目が、臨時議会が3月28日にございました。きょう、議会の開催がありましての3回目の初めての新議員での開会ということでもありますので、3回ということになります。

大変皆様方には、それぞれ緊張した形で議席に着いておられるのではないかと思います。どうぞ新たな気持ちで、4年間村政の振興にご協力をいただきたいと思います。そして、この改正になりました元号、その名にふさわしい、令和という心は、和やかな中に皆さんと議論を交わし合い、そして、令和の和の心で心寄せ合う中で文化が生まれ育つという、村民にとりまして心豊かな平和な令和の時代となりますよう、皆様と力を合わせて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議会の皆様の議決機関、そして、私どもの執行機関、お互いに責任と権限の範囲内で行動し、大事なことはつかず、そして離れず、皆様とは緊張関係のある間を保持しながら、また、時には車の車輪のごとく均衡を保ち、山積する諸問題に、1つには人口問題があります。そして、1つには鮫川村の低迷しております基幹産業の、皆様方の自信を持って就業できる環境づくりに、あとは子供たちには夢と希望を持てる鮫川村、鮫川村に生まれてよかったなど思ってもらえるような、そんな村づくりを皆様と力を合わせ、知恵を出し合い、築いていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願い申し上げ、初議会の挨拶とさせていただきます。よろしくご審議、そしてご協力をお願い申し上げ、終わります。

○臨時議長（星 一彌君） 以上で村長の挨拶は終わりました。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（星 一彌君） 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

◎議長の選挙

○臨時議長（星 一彌君） 日程第3、議長の選挙を行います。

事務局より議長選挙について説明をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○臨時議長（星 一彌君） 選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○臨時議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、前田武久君及び3番、森隆之君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○臨時議長（星 一彌君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（星 一彌君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（星 一彌君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） それでは、仮議席番号とお名前を申し上げますので、議員から向かって右側から進んでいただき、投票記載台で記入し、中央にあります投票箱にお入れいただき、左側から自席に戻るよう、よろしく願いいたします。

仮議席番号、1番、前田武久議員。

3番、森隆之議員。

5番、遠藤貴人議員。

6番、宗田雅之議員。

7番、堀川照夫議員。

8番、関根英也議員。

9番、北條利雄議員。

10番、関根政雄議員。

11番、前田雅秀議員。

臨時議長、2番、星一彌議員。

○臨時議長（星 一彌君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（星 一彌君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の1番、前田武久君及び3番の森隆之君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（星 一彌君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票9票、無効1票、星一彌君5票、遠藤貴人君4票、以上のとおり



です。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、星一彌君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○臨時議長（星 一彌君） ただいま議長に当選されました星一彌君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人に発言を求めます。

〔議長 星 一彌君 登壇〕

○議長（星 一彌君） ただいま議長の選挙におきまして、皆様のご支持を得まして新議長として当選させていただきました。

10名の議員が今後4年間、一つの輪になって、村発展、そして村民の幸せのために頑張ってくださいますので、よろしくこれからもご指導のほどをお願い申し上げ、当選の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（星 一彌君） 皆様のご協力によりまして、無事臨時議長の任務を果たすことができました。ご協力まことにありがとうございます。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時22分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時32分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 議事日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） ここで、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 議案第49号から議案第53号までの5議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

1番 前田 武久 君 及び

3番 森 隆之 君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（星 一彌君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

事務局長より副議長選挙について説明をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、遠藤貴人君及び6番、宗田雅之君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙の配付]

○議長（星 一彌君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

○議長（星 一彌君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） それでは、仮議席番号とお名前を申し上げますので、順次投票願います。なお、投票の方法については議長選挙と同様でございます。

仮議席番号、1番、前田武久議員。

3番、森隆之議員。

5番、遠藤貴人議員。

6番、宗田雅之議員。

7番、堀川照夫議員。

8番、関根英也議員。

9番、北條利雄議員。

10番、関根政雄議員。

11番、前田雅秀議員。

2番、星一彌議員。

○議長（星 一彌君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の5番、遠藤貴人君及び6番、宗田雅之君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（星 一彌君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票8票、無効2票、宗田雅之君7票、関根英也君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、宗田雅之君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長（星 一彌君） ただいま副議長に当選されました宗田雅之君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選人に発言を求めます。

当選人、宗田雅之君。

〔副議長 宗田雅之君 登壇〕

○副議長（宗田雅之君） 改選後の議会臨時会におきまして、議員の皆様のご推挙により副議長に就任しました宗田雅之です。その責務の重さに身が引き締まる思いではありますが、今後は副議長の職務を遂行するとともに、議長の補佐役として村政の推進及び議会の公正かつ円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

現在、地方自治体を取り巻く状況は、国の地方創生等により大きく変化しております。地方分権の進展に伴い、議会の役割、責務が拡大し、今まで以上に責任ある議会活動が求められています。人間大事のもと、議会は行政に対する監視機能はしっかりと果たすことはもちろんのこと、多様な村民の意見を聞き、それを地域の課題として捉え、村民全体の福祉の向上と村政発展のため、政策等を提案する機能も大切であります。私も村民の皆様の望む方向性を的確に把握し、諸問題の解決に向け精鋭努力してまいり所存であります。

今後とも、議員皆様の温かいご支援、ご指導をお願い申し上げまして、副議長就任のご挨拶といたします。よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時51分）

○議長（星 一彌君） 引き続き会議を開きます。

（午前10時52分）

---

◎議席の指定

○議長（星 一彌君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって行います。

1番	森	隆之君	2番	遠藤	貴人君
3番	堀川	照夫君	5番	北條	利雄君
6番	関根	英也君	7番	前田	雅秀君
8番	関根	政雄君	9番	前田	武久君
10番	宗田	雅之君	11番	星	一彌君

以上のとおり議席を指定します。

議席の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時52分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分）

---

◎常任委員の選任

○議長（星 一彌君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任について、議会委員会条例第5条第4項の規定によって、

総務文教常任委員に

森	隆之君	前田	雅秀君	関根	政雄君
前田	武久君	星	一彌君		

以上5名を、

産業厚生常任委員に

遠藤	貴人君	堀川	照夫君	北條	利雄君
関根	英也君	宗田	雅之君		

以上5人をそれぞれ指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会委員会条例第6条第2項の規定によって、各常任委員会において委員長1名及び副委員長1名を互選していただきます。

暫時休憩いたします。

なお、総務文教常任委員会は議員控室において、産業構成常任委員会は会議室において協議いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

---

○議長（星 一彌君） 各常任委員会からの委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、9番、前田武久君、副委員長、1番、森隆之君。

次に、産業厚生常任委員会委員長に5番、北條利雄君、副委員長、3番、堀川照夫君。

以上、報告のとおりです。

---

#### ◎議会運営委員の選任

○議長（星 一彌君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条第4項の規定によって、

9番 前田武久君 1番 森 隆 之 君

5番 北條利雄君 3番 堀川照夫君

10番 宗田雅之君

を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会委員会条例第6条第2項の規定によって委員長1名及び副委員長1名を互選していただきます。

暫時休憩いたします。

なお、議会運営委員は控室にて協議願います。

11時25分の再開予定です。

(午前11時11分)

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

---

○議長（星 一彌君） 議会運営委員会からの委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長、5番、北條利雄君、副委員長、1番、森隆之君。

以上、報告のとおりです。

---

◎東白衛生組合議会議員の選挙について

○議長（星 一彌君） 日程第7、東白衛生組合議会議員の選挙を行います。

事務局長より東白衛生組合議会議員の選挙について説明させます。

事務局長、古舘甚子君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東白衛生組合議会議員に、2番、遠藤貴人君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した2番、遠藤貴人君を東白衛生組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2番、遠藤貴人君が東白衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま東白衛生組合議会議員に当選されました2番、遠藤貴人君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

#### ◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（星 一彌君） 日程第8、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

事務局長より白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙についてを説明させます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に10番、宗田雅之君、11番、星一彌君を指名いたします。



お諮りします。

ただいま議長が指名した10番、宗田雅之君、11番、星一彌君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました10番、宗田雅之君、11番、星一彌君が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました10番、宗田雅之君、11番、星一彌君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前11時30分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第49号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいま議題にありますこの件について、地方自治法第117条の規定によって前田雅秀君を除斥いたします。

前田雅秀君、退場願います。

〔7番 前田雅秀君 退場〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第49号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めるこ

とについてのご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

地方自治法第195条により、都道府県及び政令指定都市以外では監査委員を2名置くこと定められております。その2名の監査委員について、第196条第1項の規定により、そのうち1名は議会議員が、1名は識見を有する者より村長が選任し、議会の同意を求めるものとされているものであります。

今回、ご提案のとおり、その議員につきましては前田雅秀議員を選任したいので、皆様方のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議員は、ご承知のとおり、議員として3期ご活躍をいただいておりますが、2期目の平成27年5月からは監査委員としてもご活躍をいただき、蓄積されました知識と情熱を引き続き本村発展のためにお願いをいたしたく提案するものであります。

以上で、議案第49号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

なお、本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第49号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

前田雅秀君の入場を求めます。

〔7番 前田雅秀君 入場〕

---

◎議案第50号～議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第50号 専決処分の承認を求めることについてから日程第13、議案第53号 専決処分の承認を求めることについてまでの4議案を一括議題といた

します。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第50号から議案第53号までの4議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第50号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の8ページから9ページをごらん願います。

本案は、人事院規則の改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制が導入されました。また、国家公務員においても、昨年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、これを受けて人事院規則が改正され、本年4月1日から超過勤務命令の上限時間において原則1カ月について45時間、かつ1年については360時間とするなどの改正が行われました。地方公務員についても、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じ、平成31年4月1日より適用すべく条例の改正等を行うことが求められたため、改正するものであります。

改正の具体的な内容は規則で定めることとなりますが、超過勤務を命令することができる時間は、国と同様に大規模災害への対処、その他重要な業務があつて、特に緊急に処理することを要するものと認められる特例業務を除き、原則1カ月につき45時間、かつ1年につき360時間とし、また、業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間、かつ1年について720時間とするものであります。

働き方改革の推進が求められる中、長時間労働の是正のために必要な措置でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第51号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の10ページから15ページをごらん願います。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行されることにより、専決により鮫川村税条例の一部を改正させていただいたものであります。

改正の主なものとしては、個人住民税では、地方公共団体に対するふるさと納税について、総務大臣より都道府県の指定制度が導入される等の見直しに伴い地方税法が改正されたのにあわせて改正するもので、ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、特例控除額の措置対象を返礼品の調達額が寄附額の30%以内で地場産品の物であることなどを条件に、総務大臣が指定した自治体の寄附金とするものであります。

また、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間において、所得税から控除し切れない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものであります。

また、固定資産税では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の中に、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定するものであります。

また、軽自動車税においては、現在、グリーン化特例として環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置と、逆に新車規定登録から一定年数を経過したものについて税率を重くする特例措置が行われておりますが、このグリーン化特例については対象を電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車に限定する見直しが行われ、現在の特例措置を2年間延長した上で、令和3年4月1日以降に新規登録を受けた自家用乗用車について適用することとなっております。

今回の改正は、この見直しに伴い行われる3段階の改正のうちの第1段階として、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削減するというものであります。なお、第2段階の改正は本年10月1日施行、第3段階の改正は令和3年4月1日の施行で改正が予定されております。

本案も同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第52号 専決処分の承認を求めることについての平成31年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

議案書の16ページから19ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをごらん願います。

本案も地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年4月3日に専決処分したため、同条第3項の規定により処分の承認を求めるものであります。

補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

それでは、1ページをごらん願います。補正予算事項別明細書の1ページです。

補正前の予算額が28億8,000万円に対しまして、予算総額の減額はありません。

2ページをお開き願います。

歳出です。

10款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費、28節繰出金480万4,000円は、学校給食費保護者負担金の半額助成に充てるための学校給食センター特別会計への繰出金です。13款1項1目予備費を、同額480万4,000円を減額をさせていただきました。

本案につきましては、給食費の納入が5月からとなっていたため、半額助成後の金額で納入してもらうための専決処分をさせていただいたということですので、ご承認いただきたいと思っております。

次に、議案第53号 専決処分の承認を求めることについての平成31年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の20ページから23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書は3ページをごらん願います。

本案も地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年4月3日に専決処分したため、同条第3項の規定により処分の承認を求めるものであります。

事項別明細書は3ページをごらんください。

補正前の予算額1億41万6,000円に対しまして、予算総額の増額はありません。

次に、4ページをお開き願います。

歳入です。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金、給食費補てん金480万4,000円は、先ほど、議案第52号で説明いたしましたとおり、学校給食費保護者負担金の半額助成に充てるための繰入金の増額であります。

4款諸収入、1項納付金、1目1節給食費納付金465万1,000円の減額と、4款諸収入、3項1目1節雑入、準要保護児童生徒学校給食費扶助費15万3,000円の減額は、給食費の半額助成により軽減されたものであります。

学校給食の1食当たりの給食材料費は小学校が290円、中学校330円であります。この半額を助成しますので、小学校は1食当たり145円、中学校は1食当たり165円が給食費の納付金の単価となります。年間の給食費は小学校が189食ですから、189食掛ける290円……1人当たりですから、5万4,810円です。これの半額ですから2万7,405円となります。中学校では1年生、2年生は186食ですから3万690円。3年生は183食なので3万195円が年間の給食費納付金となります。半額の助成ですから、給食費納付金と同じ金額を村が負担することになります。ここにつきましても、先ほど、説明いたしましたとおり、給食費の納入が5月からとなっているため、半額助成後の金額で納入してもらうための専決処分させていただいたものであります。

以上で、議案第50号から議案第53号までの4議案の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第50号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第51号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第52号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第53号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村会議規則第122条の規定に基づき、議員研修に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回鮫川村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時04分）



上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和元年5月8日

臨時議長 星 一 彌

議長 星 一 彌

署名議員 前 田 武 久

署名議員 森 隆 之